

2019年度（独）日本学生支援機構（JASSO）
海外留学支援制度（協定派遣）奨学金について

返済不要の
給付型奨学金

1. 海外留学支援制度（協定派遣）とは

海外留学支援制度(協定派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）が、諸外国の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)）に相当する諸外国の機関をいう。）等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 奨学金支給対象者の資格及び要件

本奨学金の支援対象となる者は、2019年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/short_term_h/_icsFiles/afieldfile/2018/08/30/yoko_haken.pdf)の「6. 派遣学生の資格及び要件」に定める以下の①～⑧の要件をすべて満たす者としてします。

①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（定住者は含まない、特別永住者は含む）

②学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者

③経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

・機構が実施する2019年度第二種奨学金在学採用の家計基準[※]に合致する者を優先とします。

・奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

【家計基準確認にかかる提出書類】

<学部生の場合>主たる家計支持者、従たる家計支持者双方の所得証明書類（両親ともに収入がある場合、父母双方の書類が必要となる）

<大学院生の場合>本人及び配偶者の所得証明書類

具体的には、給与所得者の場合は源泉徴収票、給与所得者以外の場合は確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印）があるもの（いずれも直近のもの）、所得証明書（市町村発行）の写しまたは非課税証明書（所得がない場合）（市町村発行）の写し等の提出を求める。

[※]・第二種奨学金在学採用の家計基準を上回る場合でも、追加資料の提出等により「自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」と判断される場合がありますので、所属学部・研究科の学務係（または学務部留学交流推進課）へご相談ください。

【参考】（独）日本学生支援機構ホームページより転載

<収入・所得の上限額の目安>

区分		給与所得者	給与所得以外
2人世帯	自宅	1,039万円	631万円
	自宅外	1,086万円	678万円
3人世帯	自宅	1,012万円	604万円
	自宅外	1,059万円	651万円
4人世帯	自宅	1,096万円	688万円
	自宅外	1,143万円	735万円
5人世帯	自宅	1,314万円	906万円
	自宅外	1,408万円	1,000万円

(注1) 給与所得者：源泉徴収票の支払金額

(注2) 給与所得以外：確定申告書等の所得金額

④派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

⑤派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者

・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

・プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。

⑥在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上（3.00満点）[※]である者

- ・成績評価係数は、「成績評価係数計算シート」（下記HPよりダウンロード可）に、学務情報システムで確認した単位数、成績等を入力することで算出できます。
http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/scholarship/
- ・前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。
- ・成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であることを明記します。
 - ・平成30（2018）年度まで認められていた、短期研修・研究型に限った成績要件（成績評価係数2.00以上2.30未満）に該当する学生の推薦は、2019年度よりできなくなりますが、プログラムにより、成績評価係数2.00以上2.30未満の学生が、新潟大学派遣留学支援制度で定めるオープン枠により申請できる場合がありますので、各プログラムの募集説明会等でご確認ください。

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数}) \times 3 + (\text{評価ポイント2の単位数}) \times 2 + (\text{評価ポイント1の単位数}) \times 1 + (\text{評価ポイント0の単位数}) \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

【算出上の注意】

- 1) 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算（分母及び分子）から除外する。
- 2) 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

⑦本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に掛かる費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学費ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

- ・日本学生支援機構が実施する「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。
- ・日本学生支援機構が実施する「給付型奨学金」との併給は認められません。休止手続きが必要です。
- ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」との併給は認められません。

⑧外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

3. 奨学金月額（地域区分は、JASSO募集要項10ページ参照。）

- ・ 指定都市 10万円（シンガポール、ジュネーブ等）
- ・ 甲地方 8万円（アメリカ、カナダ、フランス、トルコ等）
- ・ 乙地方 7万円（オーストラリア、ロシア、韓国、フィリピン等）
- ・ 丙地方 6万円（中国、台湾、スリランカ等）

4. 報告書等

本奨学金の受給者には、JASSO への報告書の提出やアンケートの回答が義務づけられています。

5. 渡航支援金

以下の家計基準を満たす者に渡航支援金（一律16万円）を支給します。

<渡航支援金家計基準>世帯の所得金額が次の金額である JASSO 奨学金支給対象学生が対象となる。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

申請の際は、「2019年度海外留学支援制度（協定派遣）渡航支援金概要」を確認の上、申請してください。